

## 近江八幡市公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8年 6月 1日

近江八幡市長 徳永 久志

### 1 募集概要

#### (1) 事業の名称

中村児童公園自動販売機設置事業

#### (2) 目的

本市資産を有効活用することにより、新たな歳入を確保するとともに、競争入札制度の導入により、契約の公平性・透明性の確保を図ります。

#### (3) 貸付施設の概要

別紙「仕様書」のとおりです。

※1 貸付する物件は、自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできません。

※2 必ず現地の現状等を確認されたうえで入札にご参加ください。

#### (4) 募集の仕様

別紙「仕様書」のとおりです。

#### (5) 貸付期間（使用許可期間）

① 当初の貸付期間は令和8年7月1日以降から令和9年3月31日までとし、令和9年4月1日から1年を限度に更新できます。

② 更新を希望される場合は、令和8年12月末日までに担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で使用金額や使用条件の変更はできませんのでご承知おきください。

③ 更新も含めた貸付期間終了後は再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

④ 次のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をする場合があります。なお、当該取消し又は変更によって生じた損失については、市に対して補償を求めることができませんのでご承知おきください。

ア 使用者が許可条件に違反したとき。

イ 公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき。

### 2 入札参加資格要件

別紙「中村児童公園自動販売機設置事業者募集入札実施要領」のとおりです。

### 3 入札参加申請及び入札書の受付場所及び日時

#### (1) 場所

近江八幡市 都市整備部都市計画課（安土町総合支所 2 階）

#### (2) 日時（期間）

令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 2 4 日（水）まで

なお、受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで

### 4 入札執行の場所及び日時

#### (1) 場所

近江八幡市 都市整備部都市計画課（安土町総合支所 2 階）

#### (2) 日時

令和 8 年 6 月 2 5 日（木）

別紙「中村児童公園自動販売機設置事業者募集入札実施要領」のとおりです。

### 5 入札保証金

免除

### 6 最低入札価格

非公表

### 7 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とします。

- ① 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ② 入札に関する条件に違反したとき。
- ③ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札したとき。
- ④ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
- ⑤ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ⑥ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- ⑦ 最低入札価格を下回った入札を行ったとき。
- ⑧ 入札参加資格要件を満たさないとき。

## 8 入札実施要領等の公表

### (1) 公表方法

本設置事業に関する入札実施要領等は、近江八幡市のホームページで公表します。

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/toshi/news/index.html>

### (2) 公表期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月24日（水）まで

### (3) 公表資料

- ① 中村児童公園自動販売機設置事業者募集入札実施要領
- ② 仕様書
- ③ 位置図

## 9 その他

その他本設置事業の参加に必要な事項は、別紙「中村児童公園自動販売機設置事業者募集入札実施要領」を確認してください。

## 10 問合せ先

近江八幡市 都市整備部都市計画課

電 話：0748-36-5567

FAX：0748-46-5320

E-mail：011216@city.omihachiman.lg.jp